

求職者資格取得支援事業～助成対象の技能講習を拡大します～

▷申請先／問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市が指定する技能講習を受講するときに必要な経費の一部を助成します。

▷助成対象講習

- ・小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ガス溶接技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ・足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ショベルローダー運転技能講習
- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習
- ・車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ・車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習

★介護職員初任者研修

★介護職員実務者研修

★介護支援専門員研修

★医療事務講座

★危険物取扱者保安講習

※★印が新たに助成対象となる講習です。平成29年4月1日以降の講習修了者が助成対象となります。

▷助成対象者＝次の全ての要件を満たす人

- ・市内在住の人
- ・満18歳以上の人(在学中の人を除く)
- ・対象講習の受講開始時点で、公共職業安定所に求職申し込みをしている人
- ・対象講習を受講し、修了した人
- ・市税を滞納していない人

▷助成金額＝講習受講料(テキスト代を除く)の½に相当する額(1,000円未満切り捨て)

※単年度につき、15,000円が上限

▷申請方法・期限＝資格を取得した日から30日以内に、次の必要書類を提出してください。

- ①大船渡市求職者資格取得支援助成金交付申請書(様式第1号)
 - ②公共職業安定所の発行するハローワークカードの写し
 - ③講習などの修了証の写し
 - ④受講料の領収書の写し
 - ⑤大船渡市求職者資格取得支援助成金請求書(様式第2号)
- ※①と⑤の書類は、申請先および気仙管内の技能講習受講機関にあります。
※交付決定後、申請者が指定する口座に助成金を振り込みします。

公共交通の実証実験運行を継続して実施します

▷デマンド交通・患者輸送バスに関する問い合わせ先＝企業立地港湾課交通通信係(☎内線118・119)

▷タクシーチケット配布に関する問い合わせ先＝タクシーチケット販売センター(☎27981)

市では、交通不便地域・交通弱者の移動対策として、交通実証実験を実施しています。4月以降も継続実施中ですので、ぜひご利用ください。

■日頃市地区デマンド交通実証実験運行

▷実証実験期間＝平成29年9月9日(土)まで

▷利用できる人＝市内在住・在勤・在学の人

■綾里・越喜来地区患者輸送バス一般乗車実証実験

▷実証実験期間＝平成30年3月31日(土)まで

▷利用できる人＝どなたでも

■タクシーチケット配布

▷実証実験期間＝平成30年3月31日(土)まで

▷利用できる人＝次の条件を全て満たす人

- ・大船渡市に住民登録している人
 - ・75歳以上の人(平成29年度中になる人も含む)
 - ・盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、猪川町、立根町在住の人
 - ・住居と最寄りのバス停が300m以上離れている人
 - ・自動車等運転免許を持っていない人(免許返納者を含む)
 - ・大船渡市福祉タクシー助成を受けていない人
- ※新たに申し込みが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

新規学卒者等雇用促進奨励事業が変わります

▷申請先／問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市では、これまで、若年者の雇用の拡大と地元への定着を図るため、新規学卒者、U・I・Jターン者などを雇用した市内の事業主に対し、奨励金を交付してきました。

平成29年度からは、交付対象を市内の小規模企業者(※1)に限定するとともに、新たに市内企業

●●●市内小規模企業者向け奨励金●●●

▷交付対象＝新規学卒者などを雇用保険に加入の上、市内の事業所(営業所を含む)で6カ月以上常用雇用(※2)した事業主

※2＝常用雇用とは、雇用期間の定めがない、または1年以上の雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上の雇用形態です。

▷新規学卒者などの範囲

- 次のいずれかに該当し、市内在住の人
- ①新規学卒者＝中学校、高等学校、特別支援学校(高等部に限る)、大学(短期大学を含む)、高等専門学校または専修学校を卒業した人のうち、卒業した日から翌々年の3月31日までの間に、市内の小規模企業者に勤務するために雇用された人

●●●新規学卒者など向け奨励金●●●

▷交付対象＝市内企業に就職した新規学卒者や35歳以下のU・I・Jターン者で雇用保険の被保険者

▷新規学卒者などの範囲

- 次のいずれかに該当し、市内在住の人
- ①新規学卒者＝大学(短期大学を含む)、高等専門学校または専修学校を卒業した人のうち、卒業した日から翌々年の3月31日までの間に、市内の事業所に就職した人(中学校、高等学校、特別支援学校を卒業した人は除く)
 - ②Uターン者＝本市の出身者で、市外に転出し、転出した日から1年以上経過した後に市内に転

●●●共通事項●●●

▷申請方法＝申請書類に必要事項を明記の上、申請してください。

※申請書類は、市役所本庁商工課に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

※大船渡公共職業安定所を通じて採用した事業所には、随時、事業主あてに申請書類を送付します。

に就職した新規学卒者などに対しても奨励金を交付します。

※1＝小規模企業者とは、中小企業基本法に規定する、常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業者

②Uターン者＝本市の出身者で、市外に転出し、転出した日から1年以上経過した後に市内に転入した人で、転入した日から2年以内に市内の小規模企業者に勤務するために雇用された人

③I・Jターン者＝本市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の小規模企業者に勤務するために雇用された人

▷奨励金の額＝新規学卒者(高卒・大卒・短大卒など)およびU・I・Jターン者を雇用した場合、1人につき10万円を交付(上限10万円)

▷申請期間＝雇用した新規学卒者などの就職日の6カ月後から2カ月以内

【例】就職日が4月1日の場合、10月1日から11月30日までの2カ月間が申請期間

入した人で、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した35歳以下の人

③I・Jターン者＝本市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した35歳以下の人

▷奨励金の額＝就職した日の属する年度内で、その就業期間に応じ、1カ月あたり5,000円分の地域商品券を交付(上限12カ月分6万円)

▷申請期間＝就職日の属する月の翌月末までに申請し、その月の属する年度の3月に請求

【例】就職日が4月1日の場合、5月末までに申請し、年度末の3月に就業証明を添付して請求

▷交付対象外となる場合

- ①事業主の営む事業および新規学卒者などの就職先の事業が風俗営業法第2条に規定する事業である場合
- ②事業主が市税を滞納している場合
- ③事業所の事業主や取締役などと新規学卒者などが2親等以内の親族である場合
- ④以前に本制度の助成を受けた新規学卒者など
- ⑤年度末までに離職した新規学卒者など